

## 国民健康保険の被保険者の方へ



8月1日から使用できる新しい保険証を7月中旬に世帯主宛てに送付します。

なお、就職または扶養認定により社会保険や国民健康保険組合に加入した場合は、国民健康保険の資格喪失手続きが必要です。

※資格喪失手続きは会社などでは行いませんので、ご注意ください

### 被保険者証の送付

### 賦課限度額の改定

令和6年度は令和5年度と同じ税率ですが、賦課限度額のうち、後期高齢者支援金分について2万円の増額となりました。

区分		保険税率		賦課限度額	
		令和6年度		改正前	改正後
医療給付費分 国保に加入する すべての方	所得割	5.65%		65万円	65万円
	均等割	27,500円			
	平等割	26,800円			
後期高齢者 支援金分 国保に加入する すべての方	所得割	2.50%		22万円	<b>24万円</b>
	均等割	10,000円			
	平等割	6,870円			
介護納付金分 国保に加入する 40歳以上65歳 未満の方	所得割	1.99%		17万円	17万円
	均等割	11,000円			
	平等割	7,800円			

# 国民健康保険・後期高齢者医療制度のお知らせ

問 町民課 国保年金係 ☎(83)1225

## 後期高齢者医療制度の被保険者の方へ

### ▼令和6・7年度の保険料率

区分	改定前	改定後
均等割額	43,100円	45,900円
所得割額	8.78%	10.08%

### ▼賦課限度額の引き上げ

改定前	改定後
66万円	80万円※

※昭和24年3月31日以前生まれの方など、一部の方については、令和6年度に限り**73万円**になります

**保険料率などの改定**  
令和6年度は保険料率と賦課限度額が次のとおり改定されます。

また、現在お使いの減額認定証などの有効期限は7月31日です。

**限度額適用・標準負担額減額認定証**  
**および限度額適用認定証の年次更新**  
被保険者証と同様に、7月中旬に新しい減額認定証を送付します。なお、被保険者証とは別送付となります。

**被保険者証の送付**  
8月1日から保険証が新しくなります。現在お使いの保険証(だいたい色)の有効期限は7月31日です。7月中旬に新しい保険証(水色)を送付します。